

「島田市中心市街地地域おこし協力隊」募集要項



島田市では、「島田市中心市街地活性化基本方針」に基づき、中心市街地と人とのかわりと呼び起こす「つながるまちづくり」を目指しています。

そこで、平成12年12月にTMO構想推進事業者として認定された株式会社まちづくり島田や、地域の商業者や商店街、関連事業者等とともに、中心市街地の活性化を図り、持続可能な発展に資するため、地域おこし協力隊を募集します。

1 当市の概要

島田市は静岡県ほぼ中央に位置する、人口約95,000人の自然豊かなまちです。江戸時代の情景を残す川越遺跡や、一面にお茶の木が広がる大茶園、世界一長い木造歩道橋としてギネスブックに掲載されている蓬莱橋、日本でも希少となってきたSLなど、島田ならではの歴史や文化がたくさんあります。

産業面では、日本有数の茶の産地であるため、煎茶工場や茶摘機など茶業に関連する地場産業が発展しています。その他、市内を流れる大井川の恩恵を受け、食品・飲料水製造や、パルプ・製紙業、林業なども盛んです。



気候は温暖で、雪はほとんど降ることがありません。また山や川、近隣市には海があり、多くのアクティビティを楽しむことができます。

東京へは最短約 90 分、名古屋へは最短約 80 分でアクセスすることができ、自然を感じながらも都市部へのアクセスもしやすい、都会と田舎の良いところが集結する立地です。

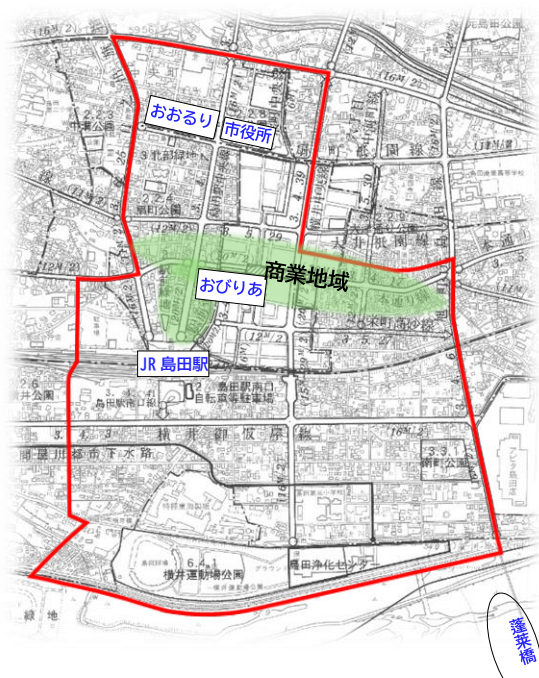
2 中心市街地の概要

中心市街地には、行政機能である市役所や、市民総合施設プラザおおるり、おびりあ（こども館、島田図書館等）などの文化交流施設、蓬莱橋などの観光施設のほか、銀行などの公益施設が集積しています。

特に JR 島田駅を中心に北側では、旧東海道に沿って発展した商店街をはじめ商業地域が東西に延びて集積しています。また、土地区画整理事業の施行により「おび通り」などの道路が整備されました。

令和 7 年度には、日本三大奇祭である 3 年に一度の島田大祭（通称：帯まつり）が開催されるほか、秋の風物詩でもある島田産業まつりや毎月行われるしまだ元気市等、年間を通じてイベントが実施されるなど、賑わい創出に向けた取組も行われています。

その一方、商店街店舗の後継者不足、空き店舗の増加、シャッター街といった地方が抱える一般的な課題を抱えており、地域の事業者や商店街、関連事業者と日々、模索しながらまちづくりを進めています。



3 応募条件

(1) 応募資格（次の(1)から(8)までのすべての要件に該当する方）

- ア 年齢が 22 歳から 55 歳までの方（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- イ 委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、島田市に住民票を移動し転入することができる方
- ウ 任期満了後においても、本市に定住する意欲のある方
- エ 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有している方
※現在お住まいの住所が該当するかどうか、必ず事前にお問い合わせください。
- オ 心身ともに健康で、かつ、誠実に職務が遂行できる方
- カ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、SNS など）の一般的な操作に加え、チラシ・パンフレットの作成や Web ページの分析等、SNS 等を使用した情報発信を行っている（行った）ことのある方
- キ 普通自動車運転免許を有している方
- ク 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

(2) 求める人物像

- ア 行政や受入団体、地域の関係団体及び住民らと信頼関係を築きながら、協働し合意形成を行うための折衝力・調整力をお持ちの方
- イ SNS 等を活用して、地域の魅力を発信できるスキルを保有する方、または保有するために意欲的に活動できる方
- ウ 業務の遂行に必要なデータ・情報を収集し、収集したデータ・情報に基づき、課題解決のための施策を考え実行できる方
- エ 地域おこし協力隊としての社会的使命感や責任感を持ち、法律や市の条例等を遵守し適切な事業運営・管理ができる方
- オ 自ら地域社会に溶け込み、好奇心をもって、変化する環境や地域課題に柔軟に対応し、自らの能力を最大限発揮して、成果に結びつけることができる方

4 活動内容概要

以下のような活動内容を想定していますが、具体的な内容については、隊員との協議により決定します。また、活動当初は、地域の方々と交流する機会を設け、隊員としての活動を認知してもらう内容を予定しています。

- (1) エリアマネジメント（まちづくり）の推進に関する活動
- (2) SNS 等を活用し、地域の魅力等を発信する活動
- (3) 来街者の増加を図るイベント等の企画・運営に関する活動

- (4) 空き店舗活用など商店街活性化に関する活動
- (5) 地域のまちづくり人材の発掘及び連携強化

5 募集人員

1 名

6 任期

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（予定）

活動実績等が良好な場合は、1 年を超えない範囲で更新します。（最大 3 年間）

7 雇用形態

- (1) 市と委託契約後、個人事業主として活動いただきます。「島田市中心市街地地域おこし協力隊」として委嘱しますが、市との雇用契約はありません。
- (2) 市が委託する業務以外についての業務も、市が委託する業務に差し支えない範囲で副業可能とします。なお、副業する場合は、届出が必要です。

8 活動条件

(1) 活動場所

島田市中心市街地

活動拠点：(株)まちづくり島田

（島田市本通五丁目 2 番の 2 ピーファイブ内）

アクセス：島田駅から徒歩 8 分

中心市街地の中央に位置し、活動しやすい場所です。



(2) 活動時間

月 124 時間（勤務日は不定期）

概ね週 31 時間程度

業務委託契約締結後、市と一緒に具体的な数値目標（短期、中長期）を設定し

た活動計画を作成し、これに基づいて活動に着手していただくこととします。

また、市及び受入団体に対し日々のスケジュールを共有していただいたうえで、活動した内容について、日報及び月報を作成し、提出していただきます。

(3) 報償費（隊員に支給）

月額 266,000 円（通勤手当、時間外勤務手当等の各種手当はありません。）

※活動時間が月 124 時間に満たない場合は、時間割計算になります。

(4) 活動経費

負担金（隊員に支給）

月額 90,000 円

対象経費	
住居に関する費用	家賃 ※島田市中心市街地の相場：4～5 万円
車両に関する経費	車両リース料、自家用の場合は保険料及び車検代、修理代等
自動車等の燃料費	ガソリン代
PC 等の使用料	PC 等リース料、私物の場合は使用料
通信費	業務に関する通信にかかる費用
保険料等に関する費用	・活動に係る保険料 ・国民健康保険 ・国民年金
その他	活動支援補助金の対象とならないもの

(5) 福利厚生

隊員と市の関係は、業務委託契約となります。このため、国民健康保険や年金等には各自で加入してください。

(6) 休暇等

有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。

9 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 7 年 5 月 26 日（月）～ 7 月 31 日（木）

(2) 提出書類

ア 島田市中心市街地地域おこし協力隊応募申込書（別紙様式）

イ 製作チラシ（様式自由）

以下テーマから考えたイベントの告知用チラシを作成してください。

テーマ「島田市中心市街地の現状をふまえ、まちなかの賑わい創出が期待できるイベント」

ウ 住民票の写し

発行から3か月以内のものとしします。

エ 普通自動車運転免許証の写し

オ 宣誓書

(3) 提出先

〒427-8501

静岡県島田市中央町1番の1

島田市 産業経済部 商工課 商業・まちなか活性化係

(4) 提出期限

令和7年7月31日(木) 17時必着

※消印有効ではありません。

(5) 提出方法

郵送または持参にてご提出ください。

(6) 選考方法

ア 第1次選考(書類選考)

応募者が5人を超える場合は、第1次選考で5人を選抜します。

イ 第2次選考(個別面接選考)：第1次選考の合格者のみ実施

面接日：令和7年8月上・中旬

※面接方法については、対面での面接となります。

なお、会場までの交通費は各自での負担をお願いします。

(7) 第1次選考結果通知及び第2次選考に係る通知

合否にかかわらず、第1次選考後に文書(電子メール)で全員に通知します。

合格者にのみ、第2次選考に関する通知も行います。

8月15日(金)までに通知が届かない場合は御連絡ください。

(8) 第2次選考結果通知

合否にかかわらず、令和7年8月下旬ころに文書(電子メール)で全員に通知します。

(9) その他

ア 地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程を変更する場合があります。

イ 希望する方には、随時、電話や電子メール、zoom等で事前相談や現地案内を受け付けますので、お気軽にお問い合わせください。

10 問い合わせ先

島田市 産業経済部 商工課 商業・まちなか活性化係

TEL : 0547-36-7164

FAX : 0547-37-8200

Mail : syoukou@city.shimada.lg.jp